大崎町開業医支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，大崎町内に診療所を新規開設又は承継する開業医に対し，その費用の一部を助成することにより，本町の医療提供体制の確保と町民の健康と福祉に寄与することを目的とし，その交付に関しては，大崎町補助金交付規則（昭和 56 年大崎町規則第 10 号。以下，「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　診療所　医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の５第２項に規定する診療所をいう。

(2)　医師　医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に定める医師をいう。

(3)　医療法人　医療法第 39 条第２項に規定する医療法人をいう。

(4)　開業医　診療所を開設する医師又は医療法人の代表者をいう。

(5)　診療科名　医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第３条の２に規定する診療科名をいう。

(6)　土地　診療所等の用に供するための土地（駐車場用地を含む。）をいう。

(7)　建物　診療所等の用に供するための建物をいう。

(8)　医療機器　診療のために必要な機械，備品，器具等をいう。

(9)　承継　開設者の引退等により町内の診療所を親族又は第三者へ当該診療所の保険診療を引き継ぐことをいう。ただし，同一法人内における管理者の変更を除く。

（補助金の交付対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は，町内に診療所を新規開設又は既存診療所を承継して開設する開業医のうち，次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1)　地域医療に関心を持ち，積極的に医療活動を行おうとする者

(2)　診療所を継続して 10 年以上開業する見込みがある者

(3)　一般社団法人曽於医師会（以下「医師会」という。）に加入又は良好な関係を構築する見込みのある者

(4)　町立学校等の校医その他町が実施する事業について，町から協力を求められたときに協力する意思のある者

(5)　町長が指定する診療科名を掲げて診療を行う者

２　前項の規定にかかわらず，この要綱による補助金の交付を受けた開業医が，当該補助金の交付決定日から 10 年を経過せずに承継を行う場合は，当該承継を受ける者を交付対象者から除くものとする。

（補助対象経費等）

第４条　補助金の対象となる経費は次の各号に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とし，その補助率又は補助額及び補助限度額は，別表のとおりとする。

(1)　土地・建物等の取得費等　土地の取得や造成に要する経費，又は建物の新築，増

改築又は購入に要する経費

(2)　医療機器の取得費　医療機器等の購入に要する経費

(3)　賃借料　土地や建物，医療機器等の賃借に要する経費

(4)　固定資産税　土地，建物及び医療機器等に賦課された固定資産税

(5)　開所等運営費　診療所を開所するまでに必要な運営経費，及び開所後１年が経過する日までに要する運営経費のうち，町が認める費用。運営経費には事務的な経費のほか，従事する看護師や事務職員の人件費又は研修費，人材を確保するために要する経費など

２　前項に掲げる補助対象経費は，医療施設としての機能を有するために必要なものに限る。ただし，他の助成制度を活用している場合は，控除後の額を基とする。

３　補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。

４　補助金の申請は，次の各号ごとに個別に申請するものとする。

(1)　取得費補助　同条第１項第１号及び第２号に掲げる取得費

(2)　賃借料補助　同第３号に掲げる賃借料

(3)　固定資産税補助　同第４号に掲げる固定資産税

(4)　開所運営補助　同第５号に掲げる運営費

（事前審査の申し出）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，第８条に規定する申請をする前に，大崎町開業医支援事業補助金事前審査申出書（別記様式第１号）に必要な書類を添えて，町長に提出しなければならない。

２　前項の申出書は，診療所を開設しようとする日の６月前までに提出しなければならない。ただし，町長がやむを得ないと認めるときは，この限りでない。

３　町長は，前２項の申出書を受理したときは，その内容が適正かを判断しなければならない。

（審査委員会の設置）

第６条　町長は，前条の申し出による適否を判断するにあたり必要な意見を徴するため，大崎町開業医誘致事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

２　審査委員会は，委員11人以内をもって組織し，次に掲げる者のうちから選任する。

(1)　副町長

(2)　総務課長

(3)　医師会等の代表者　３人以内

(4)　各種団体の代表者　２人以内

(5)　企画政策課長

(6)　税務課長

(7)　建設課長

(8)　保健福祉課長

３　委員の任期は，委嘱の日から事業が完了するまでの期間とする。

４　審査委員会に委員長を置き，副町長をもって充てる。

５　委員長は，審査委員会を代表するとともに会務を総理する。

６　委員長に事故あるとき，又は欠けたときは，委員長があらかじめ指名する委員が，その職務を代理する。

７　審査委員会の会議（以下「会議」という。）は，委員長が招集し，委員長が会議の議長となる。

８　審査委員会は補助金交付の適否について審査し，審査結果を町長に報告するものとする。

９　審査委員会の庶務は，保健福祉課において行う。

（審査結果）

第７条　町長は，前条の審査結果の報告を受けたときは，その結果を基に採択又は不採択の決定を行い，大崎町開業医支援事業補助金事前審査採択（不採択）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知しなければならない。

（補助金の交付申請）

第８条　前条の規定により採択の通知を受けた申請者は，大崎町開業医支援事業補助金交付申請書（様式第３号）に必要な書類を添えて，町長に提出しなければならない。

２　申請者は，第４条第４項の規定による補助対象経費ごとに必要に応じて個別に申請するものとする。

（交付の決定）

第９条　町長は，前条の規定による申請があったときは，当該申請の内容を審査し，補助金の交付又は不交付を決定したときは，大崎町開業医支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により，申請者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第 10 条　前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者は，当該補助金の決定の内容に関し計画を変更しようとするときは，大崎町開業医支援事業補助金変更申請書（様式第５号）に必要な書類を添えて，町長に提出しなければならない。

２　町長は，前項の規定による変更の申請があったときは，その内容を審査し，変更の承認の可否を決定し，大崎町開業医支援事業補助金変更決定（却下）通知書（様式第６号）により，当該変更の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第 11 条　申請者は，この要綱による補助金の交付の申請を取り下げるときは，大崎町開業医支援事業補助金取下届出書（様式第７号）により，町長に届け出なければならない。

（実績報告）

第 12 条　申請者は，第４条第４項第１号に掲げる事業が完了したときは，大崎町開業医支援事業補助金実績報告書（様式第８号。以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添えて，町長に提出しなければならない。

２　申請者は，第４条第４項第２号に掲げる事業について，当該年度の賃借料が確定したときは，実績報告書に必要な書類を添えて，町長に提出しなければならない。

３　申請者は，第４条第４項第３号に掲げる事業について，当該年度の固定資産税が確定したときは，実績報告書に必要な書類を添えて，町長に提出しなければならない。

４　申請者は，第４条第４項第４号に掲げる事業について，開所するまでに必要な経費が確

定したとき，及び開所後１年が経過したときは，実績報告書に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

（交付の確定）

第 13 条　町長は，前条の実績報告があったときは，速やかに内容を審査し，交付の可否について，大崎町開業医支援事業補助金交付確定通知書（様式第９号）により，申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 14 条　申請者は，補助金を請求するときは，前条の規定により交付確定通知書を受理した日から起算して 30 日以内に大崎町開業医支援事業補助金請求書（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。

（交付の決定及び確定の取消し）

第 15 条　町長は，申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，補助金の交付の決定及び確定を取り消すことができる。

(1)　補助の交付の決定を受けた後，正当な理由がなく，６月以上診療所の業務を開始しないとき。

(2)　正当な理由がなく，１年以上診療所を休止し，又は 10 年以内に廃止したとき。

(3)　医師免許の取消し等により診療所の業務を継続することができなくなったとき。

(4)　補助金を他の用途に使用したとき。

(5)　補助金交付の条件に違反したとき。

(6)　この要綱，規則その他関係規程に違反したとき。

２　前項の規定により補助金の交付の決定及び額の確定を取り消したときは，大崎町開業医支援事業補助金交付決定（額確定）取消通知書（様式第 11 号）により，当該申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 16 条　町長は，前条の規定により補助金の決定及び確定を取り消した場合，既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合において，返還を求める額は診療期間に応じて月割りにより計算するものとする。

（書類の保管期間）

第 17 条　補助金の交付を受けた者は，補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を整備し，補助対象事業が完了した日から起算して 10 年を経過した日の属する会計年度の末日まで保管しなければならない。

（その他）

第 18 条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和７年６月１日から施行する。

別表（第４条関係）

補助対象経費	補助率又は補助額	限度額
(1) 土地・建物等の取得費○等	補助対象経費の３分の２以内。ただし，建物の建設にあたり，町内に事業所を有する建設業者を利用した場合は100万円を加算する	全て合わせて２億円以内
(2) 医療機器等の取得費		
(3) 賃借料	月額50万円以内とし,開設した日の属する月の翌月から起算して60か月以内	
(4) 固定資産税	年額100万円を上限とし，開設した日の属する年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日までの期間	
(5) 開所等運営費	ア　開所するまでに必要な運営費（人件費，研修費，人材確保にかかる経費など） イ　開所後１年が経過する日までの運営費（人件費，研修費，人材確保にかかる経費など） ウ　ア，イのうち町長が必要と認める補助対象経費の４分の３以内	

別記

様式第１号（第５条関係）

大崎町開業医支援事業補助金事前審査申出書

年　　月　　日

大崎町長　様

申請者　　所在地

名　称

代表者

連絡先

大崎町開業医支援事業補助金交付要綱第５条の規定により，関係書類を添えて次のとおり事前審査を申し出ます。

記

１　補助事業名	大崎町開業医支援事業補助金
２　診療科目	
３　開設場所	大崎町
４　開設予定日	年　　月　　日
５　開設の別	新　規　・　承　継
６　希望補助	取得費　・　賃借料　・　固定資産税　・　開所運営費
７　要件の確認	□地域医療に関心を持ち，積極的に医療活動を行おうとする者である □診療所を継続して 10 年以上開業する見込みがある □一般社団法人曽於医師会に加入又は良好な関係を構築する見込みがある □学校医その他町が実施する事業について町から協力を求められたときに協力する意思がある □町長が指定する診療科名を掲げて診療を行う

添付書類

(1)　事業計画書（別紙１）
(2)　補助金見込額計算書（別紙２）
(3)　医師免許証の写し及び履歴書
(4)　建物の配置図，平面図，立面図等の写し
(5)　土地の周辺図
(6)　開設等までのスケジュール
(7)　資金計画及び資金が確認できる書類の写し
(8)　医療機器等の購入計画書
(9)　その他町長が必要と認める書類

別紙１

事業計画書

(1) 事業計画書

収　入

区　分	予算額	備　考
町補助金	円	
自己資金		
その他		
合　計		

支　出

区　分	予算額	備　考
土地取得費	円	
建物取得費		
医療機器取得費		
賃借料		
固定資産税		
開所運営費		
合　計		

別紙２

補助金見込額計算書

(1) 取得費補助

区分	事業費等見込額	備考
土地取得費等	円	駐車場用地，造成費含む
建物取得費等		既存物件購入費，増改築費含む
医療機器取得費		機械，備品，器具等
小計		
取得費補助（1）		小計×2/3（千円未満は切捨て）
特例加算（2）		町内事業所利用加算
（1）＋（2）		
調整額		上限を超えた場合
補助額（A）		

(2) 賃借料補助

区分	事業費等見込額	備考
土地賃借料	円	円×　　か月
建物賃借料		円×　　か月
医療機器賃借料		円×　　か月
小計		
調整額		上限を超えた場合
補助額（B）		

(3) 固定資産税補助

区分	事業費等見込額	備考
固定資産税①	円	開設年度の翌年度以降の１年目
〃　②		〃　２年目
〃　③		〃　３年目
〃　④		〃　４年目
〃　⑤		〃　５年目
小計		
調整額		上限を超えた場合
補助額（C）		

(4) 開所運営補助

区分	事業費等見込額	
開設に必要な運営費	円	
小計		
開所運営補助		小計×3/4（千円未満は切捨て）
調整額		上限を超えた場合
補助額（D）		

(5) 補助金合計見込額

Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＝＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円≦２億円

添付書類

(1) 各事業等見込額の詳細がわかる書類

様式第２号（第７条関係）

第　　号
年　月　日

様

大崎町長

大崎町開業医支援事業補助金事前審査採択（不採択）決定通知書

年　月　日付けで申し出のあった大崎町開業医支援事業補助金事前審査申し出については，次のとおり決定します。

１　決定の内容

１　補助事業名	大崎町開業医支援事業補助金
２　診療科目	
３　開設場所	大崎町
４　開設予定日	年　　月　　日
５　開設の別	新　規　・　承　継
６　希望補助	取得費　・　賃借料　・　固定資産税　・　開所運営
７　決定の内容	１．採　択　　２．不採択
８　不採択の理由	
９　採択の条件	

様式第３号（第８条関係）

大崎町開業医支援事業補助金交付申請書

年　　月　　日

大崎町長　様

申請者　　所在地
名　称
代表者
連絡先

大崎町開業医支援事業補助金交付要綱第８条の規定により，関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

１　補助事業名	大崎町開業医支援事業補助金
２　診療科目	
３　開設場所	大崎町
４　開設予定日	年　　月　　日
５　開設の別	新　規　・　承　継
６　希望補助	取得費　・　賃借料　・　固定資産税　・　開所運営
７　要件の確認	□地域医療に関心を持ち，積極的に医療活動を行おうとする者である □診療所を継続して 10 年以上開業する見込みがある □一般社団法人曽於医師会に加入又は良好な関係を構築する見込みがある □学校医その他町が実施する事業について町から協力を求められたときに協力する意思がある □町長が指定する診療科名を掲げて診療を行う

添付書類
(1)　事業計画書（別紙１）
(2)　補助金見込額計算書（別紙２）
(3)　取得費等の見積書
(4)　その他事前審査申出書に添付した書類に変更がある場合は変更後の書類
(5)　誓約書（別紙３）
(6)　その他町長が必要と認める書類

別紙３

年　　月　　日

大崎町長　　様

申請者　　所在地
名　称
代表者
連絡先

誓約書

私は，大崎町開業医支援事業補助金の申請にあたり，大崎町開業医支援事業補助金交付要綱（以下，「要綱」という。）の趣旨を十分に理解するとともに，補助金の交付決定を受けたときは，以下の内容について誓約いたします。

なお，この誓約に反していることが判明した場合又は要綱第15条による交付の決定及び確定の取り消しとなった場合は，要綱第11条による申請の取り下げ又は要綱第16条による補助金の返還に応じます。

１　提出した申請書及び提出書類の内容に虚偽や不正はありません。
２　補助金の事前審査及び申請に提出した書類の写しは全て原本と相違ありません。
３　申請した経費については，国・県等その他の機関からの補助金や助成金等を含んでいません。
４　事業開始から10年を経過するまでは，災害や事故等やむを得ない場合を除き，補助事業で整備した施設や設備を解体，廃棄，又は補助事業以外の用途に使用しません。
５　直近１年間において都道府県や市町村の税金を滞納していません。
６　土地の交渉，契約等に関するトラブルが発生した場合は，申請者及び交渉者との間で解決いたします。
７　大崎町暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団，同条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団員等が，申請者の行う事業（診療所の運営，準備等）に参画しておらず，かつ将来にわたっても参画することはありません。
８　申請書及び提出書類に記載された情報は，行政機関（税務当局，警察，保健所等）の求めに応じて提供することに同意します。

様式第４号（第９条関係）

第　　号
年　月　日

様

大崎町長

大崎町開業医支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年　月　日付けで申請のあった大崎町開業医支援事業補助金の交付（不交付）については，次のとおり決定します。

記

１　決定の内容

１　補助事業名	大崎町開業医支援事業補助金
２　診療科目	
３　開設場所	大崎町
４　開設予定日	年　　月　　日
５　開設の別	新　規　・　承　継
６　補助の種類	取得費　・　賃借料　・　固定資産税　・　開所運営
７　決定の内容	１．交　付（交付額　　円） ２．不交付
８　不交付の理由	
９　交付の条件	(1) 地域医療に関心を持ち，積極的に医療活動を行おうとする者であること (2) 診療所を継続して 10 年以上開業する見込みがあること (3) 一般社団法人曽於医師会に加入又は良好な関係を構築する見込みがあること (4) 学校医その他町が実施する事業について町から協力を求められたときに協力する意思があること (5) 町長が指定する診療科名を掲げて診療を行うこと

様式第５号（第10条関係）

大崎町開業医支援事業補助金変更申請書

年　　月　　日

大崎町長　様

申請者　　所在地
名　称
代表者
連絡先

年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定のあった大崎町開業医支援事業補助金について，下記の変更事由が生じたので，大崎町開業医支援事業補助金交付要綱第10条の規定により，次のとおり関係書類を添えて変更を申請します。

記

変更の事由

区　分	変更前	変更後

様式第６号（第10条第２項関係）

第　　号
年　月　日

様

大崎町長

大崎町開業医支援事業補助金変更決定（却下）通知書

年　月　日付けで変更申請のあった大崎町開業医支援事業補助金については，次のとおり決定します。

記

変更の内容

区　分	変更前	変更後

変更前の補助金交付決定額　　金　　円

変更後の補助金交付決定額　　金　　円

様式第７号（第11条関係）

大崎町開業医支援事業補助金取下届出書

年　　月　　日

大崎町長　様

申請者　　所在地
名　称
代表者
連絡先

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった大崎町開業医支援事業補助金について，交付申請を取下げますので，大崎町開業医支援事業補助金交付要綱第11条の規定により届け出ます。

１　理由

様式第８号（第 12 条関係）

年　　月　　日

大崎町開業医支援事業補助金実績報告書

大崎町長　様

申請者　　所在地
名　称
代表者
連絡先

年　月　日付け　　第　　号で補助金の交付決定のあった事業を実施したので，大崎町開業医支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により，その実績を報告します。

交付決定番号	第　　号
補助の種別	取得費　・　賃借料　・　固定資産税　・　開所運営
交付決定額	円
実績額	円
添付書類	(1) 領収書の写し (2) その他町長が必要と求める書類

様式第９号（第13条関係）

第　　号
年　月　日

様

大崎町長

大崎町開業医支援事業補助金交付確定通知書

年　月　日付けで申請のあった大崎町開業医支援事業補助金については，次のとおり確定します。

記

１　交付決定額　　円

２　交付確定額　　円

３　交付対象事業（種別）　取得費　・　賃借料　・　固定資産税　・　開所運営

様式第10号（第14条関係）

大崎町開業医支援事業補助金請求書

年　　月　　日

大崎町長　様

申請者　　所在地
名　称
代表者
連絡先

年　　月　　日付け　　第　　号で交付確定通知のあった大崎町開業医支援事業補助金について，大崎町開業医支援事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき，下記のとおり請求します。

記

金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

【補助金の振込を希望する場合】
金融機関の名称
本店・支店の名称
種　　別　　普通・当座・貯蓄
口座番号
口座名義

様式第11号（第15条第２項関係）

大崎町開業医支援事業補助金交付決定（額確定）取消通知書

第　　号
年　月　日

住所
氏名

大崎町長

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定（確定）した大崎町開業医支援事業補助金について，大崎町開業医支援事業補助金交付要綱第15条第２項の規定により，決定（確定）を取り消します。

理由：